

第八回国会 法務委員會議録 第四号

昭和二十五年七月二十一日(金曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君

理事北川 定務君 理事田嶋 好文君

理事中村 又一君

角田 幸吉君 鍛冶 良作君

佐藤 昌三君 花村 四郎君

古島 義英君 牧野 寛索君

松本 弘君 眞鍋 勝君

山口 好一君 吉田 省三君

大西 正男君 石井 繁九君

猪俣 浩三君 田万 廣文君

上村 進君 梨木作次郎君

世耕 弘一君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

検事(法務府) 高橋 一郎君

検事(法務府) 村上 朝一君

民事局長 村上 朝一君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

七月二十一日

委員猪俣浩三君辭任につき、その補

欠として武藤運十郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員武藤運十郎君辭任につき、その

補欠として猪俣浩三君が議長の指名

で委員に選任された。

七月二十日

白石町に簡易裁判所設置の請願(庄

司一郎君紹介)(第七八号)

加治木町に鹿兒島地方裁判所支部等

在籍に關する請願(尾崎末吉君紹介)

(第九七号)

大河原町に宮城刑務所支部設置の請

願(庄司一郎君紹介)(第九八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

軍人町に鹿兒島地方裁判所加治木支

部等移転の陳情書(鹿兒島県始良郡

軍人町長福重半之助外三十三名)(第

四号)

不良雜誌圖書等取締に關する陳情書

(岡山市岡山県議會議長生末近夫)

(第五号)

弟子屈町に区檢察庁並びに簡易裁判

所設置の陳情書(北海道川上郡弟子

屈町長佐藤惣五郎)(第八号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

檢察行政及びこれと關連する国内治

安に關する件

鐵道公安職員の職務に關する法律案

起草に關する件

土地家屋調査士法案起草に關する件

○安部委員長 これより會議を開きま

す。

この際お諮りいたします。鐵道公安

職員の職務に關する法律案起草に關す

る件につきまして、運輸委員會より連

合審査會開會の申入れがありました。

この件について御協議をお願いいたし

うのでありますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 それでは運輸委員會の

申入れ通り、連合審査會を開會するこ

とに決定いたしました。

○安部委員長 次に土地家屋調査士法

案起草に關する件を議題といたしま

す。この際土地家屋調査士に關する小

委員長より小委員長報告を求められま

したので、これを聴取することにいた

します。小委員長田嶋好文君。

○田嶋委員 それでは土地家屋調査士

法に關する小委員會の成案について説

明いたします。

このたび地方税法及び土地台帳法等

の各一部改正によりまして、土地台帳、

家屋台帳が税務署から登記所である

法務局または地方方法務局に移管され

ることになりました。土地台帳、家屋台

帳に記載される事項は、不動産登記の

目的たる諸権利の基礎である事実關係

を示すものとして、その正確性がだい

に要求されるのであります。従来にお

きまして、土地、家屋の調査、測量

をいたしておりました者は、各税務署

の嘱託としてこれを行ひ、税務署の人

件費、旅費等の費用を節し、またその

専門的技術を生かして土地台帳、家屋

台帳への申告、図面の作成にあつて

いたのであります。何れもその資格

に關して法的根拠がなく、いかがわし

い者もこの調査、測量を行つていたの

であります。この際土地台帳及び家屋

台帳の登録につき必要な土地または家

屋に關する調査、測量及び申告手續が

的確に行われるかいは、國民の権

益並びに國家經濟にも、きわめて重大

な影響を及ぼすこととなるため、本法

によりまして、土地家屋調査士の制度

を新たに法制化したものであります。

なおこのような制度設立につきま

しては、さきに昭和十六年より五回に

わたり請願が提出され、その都度採扱

されて、その立法化が政府當局に要望

されてきたものであります。衆議院法

務委員會におきましては、土地台帳法

等の一部改正に伴ひまして、この土地

家屋調査士の制度の必要性を認め、土

地家屋調査士法案に關する小委員會

を設け、測量士、司法書士等關係各方

面とも種々協議いたし成案を得た次第

であります。

次に、法案の内容につきましてその

大要を御説明申し上げます。まず土地

家屋調査士の業務の内容いかんであり

ますが、それは、土地台帳または家

屋台帳の登録に必要な土地、家屋に關

する調査、測量または申告手續をいた

すこととあります。従ひましてこのよ

うな業務を行います者は、測量に關し

て十分な技能を有する者でなければな

りませんので、その資格要件としまし

ては、主として測量に關する技能を有

する者を有資格者とし、なお資格認定

については、公開試験制度をも採用し

ております。

次に土地家屋調査士としての業務を

行いますには、法務局または地方方法

務局に備えた名簿に登録を受けまして、

事務所を設置いたすことにいたしてあ

ります。調査士はみずからの品位保

持、業務の改善進歩をはかるため、調

査士會及び全國の連合會を設けること

ができ、各調査士は、任意にこの會に

入會し得ることとなつております。調

査士がその業務を執行するにあたりま

しては、業務の依頼に應ぜねばなら

ず、また虚偽の調査、測量をしてはな

らないのであります。本法違反に対

しては、法務局長または地方方法務局

より戒告、業務停止、登録取消し等の

制裁を受けるのであります。業務停

止、登録取消しの場合には、当該調査

士は公開による聴問を求めることがで

きるものであります。

なお現在土地家屋に關する調査、測

量、申告、手續を業務といたしてお

る者は、昭和二十七年三月三十一日ま

ではその業務を行うことが認められ、さ

らに法務局、地方方法務局の長の選考を

受けて本法による調査士となること

ができるのであります。

以上が小委員會における成案の大要

であります。本法案は、御存じであり

ますように、さきの第七國會におきま

して、衆議院の法務委員會を通過した

ものを少し改めたものでございます。

従ひまして内容はほとんど同一のもの

であります。ただ二点だけが少し相違

しております。その一点は、さきに提

出した法案には、目的を挿入して

ありませんでしたので、今回は第一條

に特にその目的を挿入いたしました次第

でございます。第二は、附則の一項の施

行期日が、本年七月一日からと前の法
案ではなつておつたのでございませ
が、それを土地台帳法等の一部を改正
する法律の施行の日から、こういうよ
うに改めたような次第でございませ
ん。慎重審議の上、何とぞ本法案を本委員
会で通過せしめるよう、私からお願ひ
申し上げる次第であります。

○安部委員長 ただいまの小委員長の
報告に対して御質疑ありませんか。

○梨木委員 この懲戒の規定でありま
すが、第十三條は法務局長が専断的に
処分ができるような規定になつており
ますが、法務局長だけにこういう処分
権限を与えるということは、法務局長
が調査士を非常に官儀的に押さえるとい
う結果が起りますと思ひますので、
これを調査士会の中でこういう懲戒を
自治的にやらせるようにし、もし監督
の必要があれば、その調査士会で決定
された懲戒を法務局長の方で承認する
とかいうことにしないと、法務局長の
権限が非常に強くなる結果、調査士の
自主性というものが狭められると思ひ
のであります。その結果、調査士を説
けた当初の目的が達成できないようにな
りませんかというのを心配する
のであります。これを起案者の方で
はどう考へておられますか。

○田嶋(好)委員 もつともな御質問で
ございませうが、実は調査士並びにこれ
と関連を持つ司法書士等、すべて監督
官庁を法務局、地方法務局に定めたの
でございませう。そうした意味から申し
ますれば、やはりこれらの違反に対す
る処罰と申しますか、違反に対する処
分、これも法務局長または地方法務局
長にまかすのが正当と考へたわけであ
ります。そこで特に法務局長、地方法

務局長が独善に陥らないようにするた
めに、十三條に第二項を設けまして、
戒告の場合はいととして、二、三の業
務の停止、登録の取消し等の重要なも
のに対しましては、公開による聴聞を
行ななければならぬと規定いたしま
して、独善を防ぎ、十分調査士の権利
を守つて行きたいというのに努めた
わけでございます。

○梨木委員 私はそれでは不十分だ
と思ひますが、その次に伺ひます。大体
この法案によつて土地家屋調査士とい
うのはどれくらいできる見込みで
すか、何かおわかりでしょうか。

○田嶋(好)委員 その点は専門員にお
答へさせていただきます。

○安部委員長 お諮りいたします。た
だいま官房長並びに法務局長が見
えになつたのであります。官房長官
はほかの委員会にも出席しなければな
らぬのであります。この起案に關する
件はちよつと中止いたしまして、後
ほど続行することにしたいかがでし
ようか。御異議ありませんか。

○安部委員長 それではさう決定い
たします。

○安部委員長 檢察行政及びこれと関
連する国内治安に關する件を議題とい
たします。發言の通告がありますから
これを許します。猪俣三君。

○猪俣委員 本日、実は吉田総理大臣
の出席を前々から要求いたしておつた
のであります。第七国会におきまして
も、私はその要求をいたしました。そ
れもきよはうは悪いが、もうし
ばらく経てば出るというところでお待ち
しておりますが、とうとう終了まで

おいでにならない。今までの国会にお
きましては、片山内閣総理大臣でも、
吉田総理大臣でも、当法務委員会には
しばしば出席があつて、ほとんど教時
間にわたつての質問応答もやつた経験
がある。しかるにもかかわらず吉田總
理大臣は一回も御出席がない。私が今
日質問いたしたいと存じました中心課
題は、網紀の紊れ事件であります。私
がここに腹を費さぬでも、すでに御
承知のように、中央官庁及び地方自治
庁、その他公共団体あるいは中央の公
團、そういう中央地方を問わず、公務
員の地位にあるものの網紀の紊れは、
実に目をおおるものがあるものであり
ます。この吉田内閣は組閣の當時におき
まして、網紀紊れを大いに矯正するこ
とを天下に呼号したのであります。そ
れわれ／＼もその意味におきましてその
意氣を吐いたものであります。爾來
どうも網紀の紊れは日を追うてはな
だしい。これに對しまして、私は當国
会において重大なる関心を有し、かつ
総理大臣がこの網紀の紊れに對しまし
て断固たる決意を国会において表明さ
れることによりまして、数千數萬の公
務員に對する精神的緊張を与える。さ
うな目的のために私が質問し、総理
大臣から決意の表明をしていただくた
いというやうなことが、総理大臣出席
要求の第一の目的であります。しかる
に本日、外務委員会にはもうすでに
御出席になつておりますが、當委員会
には出席なさらないこと、私の
質問もできがたい状態に相なつたので
あります。私は官房長官にお尋ねいた
しますが、民主国家におきましては、
国会の開会中は国会に出席するといふ
ことが、いわゆる内閣諸公の最大の責

務でなければならぬと思ふのでありま
す。しかるにそれを多忙なるゆゑをも
つて、国会の委員会に出席しない。御
承知の通り国会法におきましては、委
員会が審議の中心のものになつてお
ります。にもかかわらずこの委員会に
出席するのにはなほだ少い。當法務委員
会のごときは一回も出席なさらないと
いうことに対しては、官房長官はい
かなるお考えを持っておられるのであ
るか。側近者といつたしまして、どうい
うふうにか今後この委員会と総理大臣と
の連繫をはかるお覺悟であるかを承り
たいと思ふのであります。

○岡崎政府委員 吉田総理大臣も委員
会に出席することはむろん考へており
まして、できるだけ各委員会に出よう
と努めておるのであります。現在も他
の委員会に出席しておりますのであり
まして、從つて兩方の委員会に一度に出
るということは、物理的にこれは不可
能であります。物理的にこれは不可
能でありますので、できるだけ各方面
で了解を得て、この委員会に出なけれ
ばあつた委員会に出るやうにしてい
て、できるだけ方々に出る予定にして
おりますけれども、衆議院、參議院を
通じまして非常に多数の委員会があり
ますので、これに全部出るということ
は實際からいへば一つではできないの
であります。その点はどうか御了承願
ひたいと思ふのであります。

○猪俣委員 しかるに総理大臣は、国
会の開会中いかなる委員会に何回出
たか御報告願ひたい。からだが一つ
でできないことをわれ／＼要求するの
ではありません。今日の外務委員会は
十二時ころまでやるという、しかるに
午後當委員会に出席していただいても
いゝわけでありませう。しかるに午後

いかなる委員会に出席する予定である
のか、私どもは老首相に對しまして、
肉体的な苦痛を与えるやうな出席を要
求してゐるのではない。但しこの吉田
内閣が成立して以來一国会を通過した
今日、一ぺんにも出られないという理
由はどこにあるか。からだがまわりき
れぬといふことであるならば、
さうなことで一体われ／＼はさ
うでござるかと言つていいので
あるか、その統計を出していただきた
い。この国会開会中いかなる委員会に
何回出席したのであるか。はたしてそ
れが肉体的に耐えられないことである
かどうか。またさういふことがどうし
ても耐えられないやうであるならば、
総理大臣としての任務が一体できるの
であるかどうか。何よりも民主政治の
国においては国会との接觸が重要なこ
とでなければならぬ。それが耐えら
れないやうな者は一体総理大臣の資格
があるかどうか。さういふ論点にな
つて来ると思ふのであります。私は官
房長官から、総理大臣がいかに常任委
員会と接觸を持っておるか統計的な
御説明を願ひたい。さういふ説明なし
に、ただからだがまわりきれぬもので
はないのだという御答弁では、はなは
だ不親切きわまると思ふ、いかがで
ございませうか。

○岡崎政府委員 本国会が開かれし
てからは、御承知の通り初めの二日
は、午前と午後にわたりまして本会議
があつたわけでありませう。これには
いづれも出席したわけでありませう。そ
れから續いての二日は參議院の本会議に
これまた出席したものであります。
昨日から本会議がなくなつたわけであ
りますが、昨日は參議院の合同審査会

に出席しております。本日は、午前中は閣議の途中から外務委員会に出席しておるわけでありませう。午後地方行政委員会に出席することになっております。その他の予定、委員会に關しては私まだ聞いておりませんが、明日は多分本会議があることと予想してその方に時間をあてております。

○猪俣委員 あなたは内閣の大番頭であるから、われ／＼注文するのでありますが、今私も外務委員会へ出ておつたのでありますが、何でも十一時何十分から十二時近くまで三、四十分しかおれないというようなことであります。質疑の通告者が十二名ある。そこで一人五分あてだというようなことになる。植原悦二郎氏が劈頭を承つたのでありますが、しゃべつてゐる間に、もういかに、時間が来たと言われて、ばかんとしてしまつて、植原氏は、こういうことでは委員会なんというやうなものは意味をなさぬというやうな意見を出すに相なつたのであります。委員に出席するといつても、ほんのわずかに三十分くらいしか出ておいでにならない。そういうことならば、委員会へ一べん出るということは大した時間を使つておらない。そうすると、あと十何時間という時間は一体どうなつておるかという問題になる。三十分、四十分出るのならば、三つや四つの委員会には幾らでも出られるわけでありませう。委員会へ出たと申しましたも、そういう実績である。総理大臣と委員会との質疑はほとんど完全に行きまゐるやうな状態に相なつておるのであります。私は刻下非常時に際しまして、さうな状態でははなはだ遺憾と存じます。これは国会側にお

きましては慎重考慮すべきことであるとともに、内閣側におきましても、いさうしに国会に對して行政の任に當らる方々が親切に懇切に質疑応答ができるやうな方策をお考え願ひたいと思ふのであります。これは注文として申しておきます。

次にお願いしたいことは、本日以降総理大臣が当委員会に出席願われるかどうか、官房長官はそれに御盡力くださるのであるかどうか、その点をなお確かめておきたいと存するのであります。

○岡崎政府委員 いろいろできるだけ御盡力いたします。

○猪俣委員 できるだけであります。出席を必ずあつせんしていただけないのですか。

○岡崎政府委員 できるだけのことばをいたします。

○猪俣委員 それでは私が総理大臣に質疑をいたしたいという中心点が、先ほど申しました点にあることをよく総理大臣のお耳にお入れいただきまして、ぜひ当委員会に一度御出席のほどごあつせん願ひたいと思ふのであります。一体われ／＼が内閣総理大臣の出席することをかように懇願するということが常態であるかどうか、はなはだ自己批判をしなければならぬのであります。さうな状態に相なつておること自身に對して、私も遺憾に存するのであります。これは官房長官のごあつせを待たなければならぬと思ふのであります。右お願ひいたしておきます。

それから國家警察の予備隊のことにつきまして、昨日は法務總裁にお尋ねしたのであります。この中心關係と

いたしまして法務總裁、あるいは官房長官が當られておるのであります。御兩所おそろひであるから、なお好都合だと思ふのであります。この國家警察予備隊の構想につきまして、今内閣が考へておられる点につきまして、御発表願ひたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 昨日も申し上げました通り、この構想につきましては、ただいま關係當局と密接な連絡のもとに研究中であると御承知を願ひたいと思ひます。

○猪俣委員 昨日もさうな御答弁であるので、私どもの質問が展開できないやうな状態である。しかるに新聞におきましては、ほとんど機構についてある一定の構想がなつておるやうに発表されておる。そこで私もとしましては、非常に遺憾があるのをごいいます。けれども、どうしてもまだきまつておらぬという御答弁であるので、やむを得ないのであります。この國家警察予備隊の構想を、警察法を適用しない警察法らしめるというやうな意見を昨日も法務總裁はお話になつたと思ふのであります。警察法に準據せざる特別の警察を置く理由について、御説明を承りたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 昨日もお答え申したのでございますが、現行の警察法は國家地方警察並びに自治體警察を對象として規定された警察法でございます。今回の警察予備隊につきましては、當然に警察法を適用すべきものでないと思つておる次第であります。

○猪俣委員 私はそんな形式的事ををお聞きしているのではないのであります。もちろん今の警察法におきましては、國家地方警察、自治體警察の二種

類にわかれておることは申すまでもないことである。しかしこの七万五千の増員を何かにゆえにこの國家地方警察と少くとも國家地方警察の増員に充てないで、さういふ特別な警察をつくる必要がどこにあるのか、その点であります。昨日も申しましたように、今國家地方警察は三萬人ある。これを増員すればよい。もし國家非常時におきまして、機動性を發揮させる意思がありますれば、非常事態の宣言さえすれば、内閣総理大臣が全警察及び消防隊までも、これを指揮下におさめることが出来る組織になつておる。何がゆえにこの警察法という警察の根本理念を鮮明にいたしましたところのこの法律の規定のもとに、この警察法を運用しないのであるか、その理由をお尋ねしてゐるのであります。

○大橋國務大臣 元帥の書簡におきましては、この七万五千の警察隊は、自治體警察あるいは國家地方警察に屬せしめるべきものとは書いてないのではありません。そのほかに警察予備隊というものを設けるやうな趣旨に書いてございいます。

○猪俣委員 名稱は國家地方警察とせず、國家警察予備隊というやうに書簡の名稱は相なつておりますが、それだけ、このマツカサーの昭和二十二年九月十六日付の書簡の根本精神にのつとつてつくりました警察法を除外した警察をつくれというやうなことは、この七月八日のマ書簡には表現されておらないと考へるのであります。いかなるところにさうな表現があるかお示し願ひたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 書簡の解釈につきましては、關係當局と協議の上解釈をいたしてあります。

○猪俣委員 そうすると關係當局におきましては、これは警察法によらざるところの特別な警察隊をつくれという指令に相なつておるのであります。それもお聞きいたしたのであります。

○大橋國務大臣 警察法の運用につきまして、すなわち國家警察予備隊を運用する場合におきまして、これが現行警察法の總則に規定してあります事項以外の目的に使われるかどうかという点は、ただいま確定いたしてありませんが、この点はおそらく總則の範圍内で運用されるものと思ひます。しかしながらこの七万五千名の予備隊というものが、國家地方警察並びに自治體警察以外のものであるということは、解釈上確かなこととあります。

○猪俣委員 もし警察法に示された警察の目的以外に使われないものであるとするならば、この警察法を改正いたしまして、國家地方警察、自治體警察のほか、あるいは特殊の警察隊を置く條文を置いていいと思ふのです。この警察法は、警察に關する根本的な法律であるがゆゑに、この範圍の中に警察を全部入れて運用してもらいたい。しかるにこの警察法によらざるところの警察をつくれという指令があつたのかないのか。今の御答弁によれば、さうでもなさうであります。そうすれば警察法を改正することによつて、この國家警察予備隊なるものをそこに包含してもいいと思ふのであります。かやうな意思があるかないのか、お尋ねいたします。

○大橋國務大臣 形式法の点は別として、法規の實質的な面から申

しますならば、国家警察予備隊の運用に關する法規は、これは実質上警察法でございます。従いまして、その実質上の警察法の法規であるべきところのこの国家警察予備隊に關する運用上の諸規定を、形式的な現行警察法の改正という形で現わすかどうかという点になりますと、これは現わすことも理論上はもちろん可能であると思ふのであります。たださうな方法をとるかどうかということとは、これはまたたまたま研究いたしておる点でございます。

○猪俣委員 研究中というお話であります。形式的な警察法といはそれ以外に実質的な警察法といふものもあるかもしれませんが、しかし聞くところによると、今度の国家警察予備隊の機構を、政令でもつて制定しようという意向があるように聞くのであります。すでにここに国会を通過いたしました、日本の警察の根本理念を示した警察法が存在しておるにもかかわらず、これを改正し、このわくの中に入れるということ考へずに、国会を無視いたしました政令でもつて、実質的な警察法をつくらうとすると、實に、はなはだ私どもは不可解な点があるのであります。もしあなた方がつくられるところの、新たな法令が実質的な警察法といたしましたならば、形式的な警察法があるにかかわらず、ことさらそれを避けて、その改正という手段によらずして、ここに国会を通過せざることを、政府独断でもつて決定いたしましたところの政令によつて、実質的な警察法をつくらうとするところに、はなはだ危険性があると存

ずるのであるが、これに対するところの御感想いかん。

○大橋國務大臣 ポツダム政令という方法は、これは憲法上許されております合法的な措置でございます。国会無視ということとはあたらないと思ひます。

○猪俣委員 あなたの方の答弁は形式的な、冷やかな答弁であつて、はなはだ意に満たないのであります。わたくしはポツダム政令によつて、ある事項を規定することが、ただちに憲法違反だという意味ではないのであります。しかしこの國權の最高機關、唯一の立法機關である国会を、政治的に重視いたしますならば、ポツダム政令のごときは、ごくやむを得ざる場合に限らるべきことが、民主政治のいろはでなければならぬと思ふのであります。しかるに國民の非常に重要な治安に關係のあります実質的な警察法なるものを、非常手段でありますところのポツダム政令——これはどういふ方面から論じましたも、形式的には憲法違反でないにいたしまして、この憲法の全精神からは、これはむやみに用いるべき手段でないことは申すまでもない。すでに警察法なるものができ上つておるのであるから、その改正によつていくらでもマ書簡の要望にこたへることができるとは申すのであります。わたくしは、この終了を待つて、そうしてこのポツダム政令という緊急やむを得ざる手段に訴へるということは、はなはだ私どもとしては、真に憲法政治というものを理解しておるのであるかどうか。ここにファシヨ的な思想を含み、やがてはこれが特高警察的な機能に變遷して行くのではないかと、このことを憂へるため

に、質問申し上げておるのであります。はたして実質的な警察法をポツダム政令で出すことが、憲法の精神に順応してある正当な手続だとあなたは考へになるかどうか。そこをお尋ねいたします。

○大橋國務大臣 かりにポツダム政令によつてこの新警察法を実施いたしますと仮定いたしました場合に、これはやはり憲法上認められた措置であることは間違いないのであります。○猪俣委員 そういふ答弁なら水かけ論であります。私も形式的に言うておるのではない。精神的に一体さうなことをやるべきものではないのじやないかという議論をしておるのであります。そこで何がゆゑにわざ／＼ポツダム政令に持つて行かなければいけないのであるかというほんとうに率直なるお尋ねをしておるのですが、お答えがなにも書いてない。そういうことは一つも現れておらぬと思ふ。しかるに何がゆゑにそういう憲法政治におきまして常道でない方法をおとりになるのであるか。とらねばならぬ何か理由があるのならば、率直にお教へ願ひたいと思ふ。どういふ理由で政令によらなければならぬのか。今議会の開会中であります。これにかけられないのか。あるいはまたこの国会に間に合ふなら、臨時国会をただちに開いても、それにかけられないのか。これは國民の權利義務に非常に関係があることであります。ゆゑに、そういう慎重な態度、いわゆる憲法の常道に従つた態度をとられたいのであるか。そのとられないに對して、何か理由があつたら率直にお教へ願ひたいと思ふ。

○大橋國務大臣 猪俣君の御質問は、政府が何か法規の原案をすでに準備をいたしておるにもかかわらず、ただいまは国会開会中であるからまだできないで、これを待つて、やがて国会が終了するのを待つて措置するといふふうな前提のもとに、御質問がなされたのではないかと、御質問を伺つた次第であります。が、政府といたしましては、ただいまのところ準備中でございます。さういふ原案をまだつくるに至つておりません。

○猪俣委員 私の質問はこれで終ります。

○大橋國務大臣 今に法務總裁の御答弁だといふのは、警察予備隊をポツダム政令でやると。ところでこのポツダム政令五百四十二号、これは二つの條件がなければならぬことになっております。つまり連合軍最高司令官が要求したということが一つと、特に必要である場合、つまり連合軍最高司令官の要求があり、さらに特に必要があるという二つの條件がなければならぬことになつておるわけでありまして、現在国会が開会中でありまして、連合軍最高司令官の要求があつたことは認められます。しかしながら現在国会開会中でありまして、何か政令によらなければならぬ、特に必要があるとは認めないのであります。一体特に政令でやらなければならぬいかなる必要があるのか。これを具體的に説明してもらひたい。

○大橋國務大臣 かりにポツダム政令によつてこれを実施することに仮定いたしますならば、この「特に必要」といふ「特に」は本来法律をもつて規定すべき事項であるにもかかわらず、これを政令によつてやるというその内容から來たものであると思ひます。

○猪俣委員 どうもわからないのであります。特にその内容はちつとも示してないのであります。だからわれわれはその内容を示してもらひたい。この内容から言へば、これは警察隊なんです。だから警察法の適用を受ける。従つて日本の法律によることは当然であります。内容を示されないので、特に必要があるという抽象的な説明では、國民として納得ができません。でありますから、もう少しこれは納得の行くように説明願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 特に必要があるといふのは、法律によるべき事項であるがゆゑに、ポツダム政令を出すことが特に必要となることであります。

○猪俣委員 ここに連合軍最高司令官のなす要求にかかる事項を実施するため特に必要である場合においては、命令をもつて実施することができるといふことになつておる。だからもちろんこれは法律をもつてやらなければならぬ事項にかかつておることは當然であります。今の法務總裁の御答弁によりまして、法律によらなければならぬいものを、特に政令で出されるのは何か特別の理由がなければ、このポツダム政令によつてはならぬのであります。だから法律でやらなければならぬいものをなぜこの政令でやるのか。それは無條件でなく、特に必要がなければやつてはいかぬのだ、そういうことをやれば、これは明らかにポツダム政令にも違反するのであります。だからこれが具體的に示されておらない限りは、そういう方式によるのは、この勅令にも違反することになる。この勅

令は御案内のように前の明治憲法時代の例の緊急勅令といえますか、あるいは條件があつた場合に、これを出せるということになるのだからと私は解釈するのであります。そういう何か緊急な事態とか、そういうものの御説明がなければ、これはどうも納得することができないのであります。もう少しわかりやすく説明してもらいたいと思います。

○大橋國務大臣 特に必要がなければ、政府としてはポツダム政令を出す考えがないことはもちろんであります。

○梨木委員 これ以上こういうやりとりをしておつても、しかたがありませんから、政府は特に必要ということを説明できないものと私は解釈いたします。

それではその次に法務総裁にお伺いいたしますが、六月に例の集会デモ禁止に関する措置を日本政府はとつております。この措置をとつたのは、連合軍最高司令部からの命令によるものであることは承知しておるのであります。これに関連して、この集会デモ禁止の連合軍最高司令部の指令というものは、一体日本政府に対して出されたものなのか、それとも日本人民に対して出されたものなのか。そしてその内容はどのようなものであるのか。これをまずお伺いしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 指令の内容は地方警察当局に直接出されたものであります。国民個人に対して出されたものではないのであります。

○梨木委員 それではこれはわれ／＼が仄聞するところによれば、東京の警視總監と、それから国警本部長官に出

されたと聞いておるのでありますが、これもあまりはつきりしませんので、まずここで伺いたいのは、連合軍最高司令部のとなたから、日本の政府のどういう機関を通じて出されたものであるか、そしてその内容はどのようなものであるか、これを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○大橋國務大臣 これは後ほど答えさせていただきます。

○梨木委員 実はこういう事態が起つておるのであります。集会デモ禁止の指令が、連合軍最高司令部から日本政府に出された。日本政府はこの指令の趣旨に基いて、これを実施しなければなりません。ところがこれを実施するにあたりましては、一体どういう方式でやつておられるのか、これをまず伺いたいのであります。どういう方式でやつておられるのか、日本の国内法の何に基いてこれをやつておられるのか、法的根拠を示してもらいたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 私からわかるだけのことをお答えしようと思つております。警察当局がデモ集会の禁止をやつております。法的根拠というものは、一般命令第一号の第十二項に基くところの警察による事実上の措置によつて、デモ集会を禁止するは解散せしめていふというふうに了解しております。

○本委員 一般命令の第十二号とつしやいましたね。

○高橋(一)政府委員 一般命令の第十二号の第十二項です。

○梨木委員 今の御答弁によりますと、この一般命令第一号の第十二項に

基いて、警察の事実上の行為としてなしてあるのだ、こういうことになるのであります。そうすると、日本の国内法のどれに基くのかということ、はどういうことになるのでありますか。

○高橋(一)政府委員 具体的な国内法規というものは、この場合ございませぬ。ただ各地方におきまして公安條例などが制定されております地域におきましては、おおむねそれにつとておるのではないかと思つております。その実情は私としてはよく存じておりません。

申し添えますけれども、占領軍当局の指示に基きまして、事実上の措置をやるということ、これに限つたことではございませぬ。たとえば戦争犯罪人の逮捕といったような手続は、国内法上の手続規定等はありません。ただ指示に基いて、実際上措置するといふふうに了解しております。

○梨木委員 そこでこの集会デモ禁止の対象となる人民の側から申しますと、どういふようなことになるかと申しますと、これは上の方はよくわかりませんが、取締りの対象になつていふわけからいいますと、まことにその間が明確を欠いていふのであります。なぜかと申しますと、連合軍最高司令官から日本政府に対して一つの指令が出ると。その指令を実際に実施するためには、法治国の原則から言へば、やはりこの指令を日本の国内法に直して、これを一般に公布の手続をとり、それによつて国民をしてよらしむべき基準を示さなければ、人民も困る、その取締りに当る行政官も困るだろうと

思ふのです。こういうことを放置すると、まづたく官憲の専断を許すことになるのであります。事実そういうことが行われて来ておるのであります。そこで私が伺いたいのは、政府は今連合軍最高司令官から集会デモ禁止のこういう指令が出れば、国内法をつくらないで、どん／＼事実上の措置として、そういうような人民の基本的な権利に關することまでもおやりになる方針をとつておられるのかどうか。これをまず伺いたいのであります。

○高橋(一)政府委員 現在のデモ集会の禁止は、前にも申し上げましたように、五月三十日の皇居前広場における事件以来の緊急な状態に対応するところ、これはやはり臨時の措置であるといふふうに考へておるのであります。そして大体において各地におきまして公安條例等があるところは、これにのつとておつておられるはずであります。さしたつて恒久的なる立法という措置をとる予定にはなつておりません。

○梨木委員 今の御答弁によりますと、地方々々によつて公安條例がある。ところがどここの公安條例を見ましても、集会デモを無條件で禁止できるような公安條例はありません。これはあなたの方で調べなければよくわかりません。またそういう公安條例があれば憲法に違反することは当然であります。そしてあなたのおつしやるように、公安條例によつておつしやることになれば、連合軍最高司令官の命令を実施するためには、やはり今の日本の国内法の、公安條例とか何らかの法規をつくつてやる方針が、やはりそこにはつとられておるといふことをみず

から物語つておるのであります。だから私が聞きたいのは、これは私は法律的な議論をするのではなく、非常にこのために基本的な権利が脅かされて来ておるのであります。だから私はどうしても連合軍最高司令官の指令があつた場合に、この指令を実施するためには、どうしても日本の憲法や法律に従つた法的措置がとられて、これを日本の官吏が実施するという方式をとらなければならぬと思つておられますか、そういう見解を政府はとらないのかどうか、これをひとつ御答弁願ひたいと思つておられます。

○大橋國務大臣 事情の許します限り、権力の発動についての基準となるべき国内法規を制定いたしまして、これに準拠して実行いたして行く、こういうふうにするのが理想であると考えております。

○梨木委員 ここでもう少し明確にお伺いしておきたいと思つておられますが、一例を申しますと、こういう例があるものであります。七月の三日に平和文化祭という集会を、共立講堂で行うことになつておつたのであります。この平和文化祭というものは、料金をとりまして、歌と踊りと映画だけをやるのであります。これは六月十二日にやることになつておつたのが、これが禁止されたのであります。そこでさらに七月三日にやることになりました。これは歌と踊りと映画で、しかも料金をとつてやる文化的な内容のものでございませぬが、一面からいへば、興行的なものではあります。これは届ける必要のない性質のものであります。念のためにこの主催者側で警視庁へ届け、そして警視庁でもやつてもよろしいとい

うことになつておつたのであります。そうして警視庁の原部長は、この文化祭は都條例その他の日本の法律では取締り対象とはならない、こういうことをはつきり言つておるのであります。ところが七月三日になりまして、日本の法律では取締りの対象にならないものが、禁止されたのであります。警視庁から聞きますと、司令部の方から特別の禁止令が出たということになつておるのであります。そこが伺いたいの

は、こういう場合に、日本の法律によつては禁止する何らの法的根拠もない場合に、集會が禁止される。その禁止は連合軍最高司令官の指令に基いたものである。こうなつた場合に、われわれ人民としては、日本の法律に従えば禁止されないものを、連合軍最高司令官から禁止が出ておる、それでは何という方が出て、どういふ命令のものなのか、その内容を示してもらいたいといふことを警視庁に要求したところが、警視庁は示さないであります。ここなのであります。つまり司令部から命令が出たといふことで、それで禁止する、この場合は一体日本の官憲の独断によつてやつておるのか、司令部の指令によつてやつておるのか、司令部の命令を見せてくれない限り、われわれにはわからない。だからこの点について、政府のやり方といたしましては、どうしてもこういう場合に、日本の法律に従へば禁止することはできないものについて、司令部から指令が出たら、これはどうしても命令を出した人、その内容を明らかにし、これを日本の人民が要求すれば示すような、こういう一つの方針を打立ててもらわれない限りは、まったくこれは基本的人権がいかに法律や憲法で確立された形をとつても、脅かされるということになるのであります。この点についての政府の見解をお伺いしたいのであります。

○大橋國務大臣 できるだけ国内法に準拠してやつてゆくことが理想でございますが、しかし国内法の諸規定が必ずしも指令全部をカバーしてない場合には、法外の事実上の措置がとられることはやむを得ないと思ひます。○安部委員長 梨木君にお諮りいたしますが、上村委員から岡崎官房長官に何か質問したいといふことでありますから……

○上村委員 岡崎官房長官に、警察隊の指令についてお伺いしたいのです。が、新聞の報ずるところによると、何か主管の大臣を置いて、それが岡崎さんであるといふふう書いてあります。が、そうしますと、今度新設する警察の性格といふものがどういふものであるかといふことは、国民ひとしく注視しておるわけでありまして、この際、今度つくられる警察隊が特別のものであるとするならば、その性格をここで一応御説明願ひたいと思ひます。

○岡崎政府委員 新聞に私の名前が出ていたそうですが、それはまったく正確でないものでありますから、さう御承知願ひます。政府側としては何ら新聞発表等を行つたことはないものであります。なお性格等につきましては、先ほど来法務総裁がしばしば申し上げた点で御了承願ひます。

○上村委員 その性格がどうしてもわからないのです。警察法によらない警察といふものがありとすれば、それはわれわれから見れば軍事的性格を持つておる。すなわち軍事的性質を持つておるのではないか。そういうことであるならば、非常な問題だと思ふのです。すでに日本の憲法は戦争を放棄してある。しかも日本の周囲の世界の情勢といふものは緊迫化しておる。ときに、そういう性格のわからない警察をこの際つくつて、そして政府が独断的に、そういう性格も何も教えないで、これを組織して行くといふことは、どうしてもわれわれ国会議員としては承認できないのでございまして、この説明はぜひとも何らかの形で御指示を願ひたいと思ひます。

○岡崎政府委員 この警察が軍隊といふようなものとは全然違ふことは申すまでもありません。なお警察予備隊と申しますものは、日本においては最初の試みかもしれませんが、しかし諸外国、ことに民主的の諸国におきましてはいろいろの例がありまして、普通の警察と警察予備隊といふものが各いろいろの国に存在しております。但し日本の場合につきましては、先ほど来法務総裁が申しましたように、ただいま研究中でありますから、研究が終れば明らかにすることと思ひます。

○上村委員 その点は非常に政府は誠意がないと思ふのであります。そういう莫大の費用を使つて、そして今日警察と本質の違ふものを、つくつてから説明するといふことは、われわれ国会、少くともこの法務委員会としては承認ができないと思ふのであります。さういふものをつくるのだ、そしてこれはこういう整備で、こういう目的で、こうするのだといふことは、これはやはり政府が公明正大にここで発表すべきものと思ふのであります。それを認めておいて、つくつてからうした、それではまるで知らしむべからず、よろしむべしの徳川時代の政治ではないかと思ひます。その点官房長官の明快なる御答を願ひます。

○岡崎政府委員 莫大の経費を要する重要なものでありますから、慎重に研究しておるのであります。

○安部委員長 お諮りいたします。先ほど決定いたしました運輸委員会との連合審査会を開きたいと思ふのであります。本委員会が暫時休憩いたします。この委員会室において懇談会を開きたいと思ふのであります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○安部委員長 御異議がなければさう決定いたします。

午後三時二十四分開議
○安部委員長 これより再開いたします。

○安部委員長 次は鉄道公安職員の職務に関する法律案起草に関する件を議題といたします。

○佐瀬委員 鉄道犯罪に関する小委員会における経過報告を申し上げたいと思ひます。本小委員会は、この国会におきましては、今月十八日に設けられたのであります。すでに御承知のとおり、当法務委員会におきましては、昨年七月から鉄道犯罪及び治安の調査研究に着手いたし、爾来日本国有鉄道公安局から、終戦後における鉄道犯罪の総合的統計資料の提出並びに説明を求め、あるいは代表的重大鉄道事故及び犯罪に関する詳細な報告を求め、現地出張の際には専門員、調査員をして各地の公安事情等をも調査いたさせ、またアメリカの鉄道警察制度を研究いたし、特に刑事訴訟法上の捜査機構との調和については慎重を期し、関係各機関の意見をも十分に聴取した上、すでに第七国会においても小委員会を設けて一応の試案を得、閉会後は継続審査の承認を得て研究を続けて参つたのであります。当小委員会におきまし

てありますが、ほかに御意見はありませんか。——ほかに御質疑がなければ、この際お諮りいたします。ただいま小委員長報告にありました土地家屋調査士法案を委員会の成案として、これを委員会提出法案とすることに決したいと思います。が、御意図ありませんか。

て、この試案をさらに検討いたし、細部にわたつて重ねて関係各機関の意見をも聴取し、関係方面とも折衝いたした結果、お手元に配付いたしましたような一つの成案を得た次第であります。内容はお手元の案をさらに願えば、簡単にありますから御理解願えると思ひますが、要点だけを簡単にここで申し上げてみるならば、鉄道犯罪の鎮圧のために、鉄道公安官が單純な捜査をもつてしたのでは、所期の目的を達することができませんので、これに捜査の職務を行わせしめ、そのためには刑事訴訟法中一般の司法警察職員の捜査に適用される規定を準用したしたのであります。しかし捜査の対象は、鉄道、駅その他鉄道施設内における犯罪及び鉄道業務運営に関する犯罪に限定いたし、しかも地域的に職務執行の限界を付与いたし、鉄道施設内において行動するようにいたしたのであります。そこに一般司法警察官等との摩擦を予防すると同時に、他方におきましては現行犯の逮捕等の場合に、これを本来の国家あるいは自治警察関係の主要職員に引渡す。あるいは他の場合において、協力してやるといふような連絡規定をも設けた次第であります。

なおここに特に指摘しなければならぬ点は、鉄道犯罪の凶悪性というようなことに留意いたしまして、この鉄道公安官には小銃器の所持を許すということに案を規定して見た次第であります。要するに一般警察の捜査能率の低下を、鉄道犯罪に関する限り、この鉄道公安官によつて捕捉いたし、鉄道輸送における公安秩序を保全せんとするの着眼点でありまして、なお徹底した職務の拡充も必要とする感があります。

以上の大第でありますから、さらに慎重御検討の上、何分今国会の会期も短かいこととありますがゆえに、すみやかに本委員会の成案として採択されんことをここに望んで、簡単に御報告いたす次第であります。

○安部委員長 ただいまの小委員長の御報告に對しまして、御質疑がありませんか。——御質疑がなければただいまの小委員長より御報告申し上げました鉄道公安職員の職務に関する法律案を、本委員会の成案といたしまして、本法案を委員会提出法律案といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○安部委員長 御異議なければさよう決定いたします。
本会はこの日にて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせ申し上げます。
午後三時三十五分散会

〔参照〕
土地家屋調査士法案
土地家屋調査士法

〔目的〕

第一條 この法律は、不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項の正確さを確保するため、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることを

目的とする。

〔業務〕

第二條 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、他人の依頼を受けて、土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業とする。

〔資格〕

第三條 左の各号の一に該当する者は、調査士となる資格を有する。
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において測量に関する科目を修め、その学校を卒業し、測量に關し二年以上の実務の経験を有する者

〔資格〕

二 測量士又は測量士補となる資格を有する者
三 土地家屋調査士試験に合格した者

〔欠格事由〕

第四條 左に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。
一 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者
二 禁治産者又は準禁治産者
三 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

〔登録の取消〕

第五條 法務総裁は、毎年一回以上、土地家屋調査士試験を行わなければならない。

〔登録の申請〕

第六條 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、その事務所を設けようとする他を管轄する法務局又は地方法務局に備えた土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない。

〔登録の申請〕

第七條 前條の登録を受けようとする者は、調査士となる資格を証する書類を添えて、当該法務局又は地方法務局の長に登録の申請をしなければならない。

〔登録の取消〕

第八條 調査士が左の各号の一に該当する場合には、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消さなければならない。

〔登録の取消〕

第九條 調査士は、法務府令の定める基準に従ひ、事務所を設けなければならない。

〔事務所〕

第十條 調査士は、法務府令の定めるところにより、業務に関する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

〔依頼に應ずる義務〕

第十一條 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。
（虚偽の調査、測量の禁止）
第十二條 調査士は、その業務に關して虚偽の調査又は測量をしてはならない。
（懲戒）
第十三條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

の規定により、登録のまつ消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

（土地家屋調査士試験）

第五條 法務総裁は、毎年一回以上、土地家屋調査士試験を行わなければならない。

（登録の申請）

第六條 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、その事務所を設けようとする他を管轄する法務局又は地方法務局に備えた土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七條 前條の登録を受けようとする者は、調査士となる資格を証する書類を添えて、当該法務局又は地方法務局の長に登録の申請をしなければならない。

（登録の取消）

第八條 調査士が左の各号の一に該当する場合には、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消さなければならない。

（登録の取消）

第九條 調査士は、法務府令の定める基準に従ひ、事務所を設けなければならない。

（事務所）

第十條 調査士は、法務府令の定めるところにより、業務に関する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

（依頼に應ずる義務）

第十一條 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。
（虚偽の調査、測量の禁止）
第十二條 調査士は、その業務に關して虚偽の調査又は測量をしてはならない。
（懲戒）
第十三條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

（懲戒）

第十四條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

（懲戒）

第十五條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

（懲戒）

第十六條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

（懲戒）

第十七條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

（懲戒）

第十八條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

（懲戒）

第十九條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

（懲戒）

第二十條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

2 法務局又は地方法務局の長は、前項第二号又は第三号の処分をしようとするときは、当該調査士の請求により、その出頭を求めて公開による聴問を行わなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、前項の聴問を行う場合には、その処分の原因と認められる事実並びに聴問の期日及び場所を、その期日の一週間前までに当該調査士に通知しなければならない。

4 法務局又は地方法務局の長は、当該調査士が正当な理由がなく聴問の期日に出頭しないときは、聴問を行わないで、第一項第二号又は第三号の処分をすることができ。

(調査士会)
第十四条 調査士は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、土地家屋調査士会(以下「調査士会」という)を設けることができる。

2 調査士会は、調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び事務に関する事務を行うことを目的とする。

(調査士会の会則)
第十五条 調査士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 会の代表者その他役員に関する規定
- 三 会議に関する規定
- 四 調査士の報酬の基準に関する規定
- 五 調査士の業務執行及び品位保持に関する規定

昭和二十五年八月四日印刷

持に関する規定

(調査士会の会員)

第十六条 調査士会の区域内に事務所を有する調査士は、その調査士会の会員となることができる。

(調査士会連合会)
第十七条 調査士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする土地家屋調査士会連合会を設けることができる。

(法務府令への委任)
第十八条 この法律に定めるもののほか、調査士の試験、登録及び業務執行に必要事項は、法務府令で定める。

(非調査士の取締)
第十九条 調査士でない者は、第二條に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらの結果を必要とする申告手続をすることを業とすることができない。

2 調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(罰則)
第二十条 調査士となる資格を有しない者が、法務局又は地方法務局の長に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十一條の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

昭和二十五年八月五日発行

第二十三条 第十九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 第十九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、土地台帳法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第 号)施行の日から施行する。

2 この法律施行の際現に土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業としていた者は、昭和二十七年九月三十日までは、この法律の適用については、調査士とみなす。

3 昭和二十六年三月三十一日までに左の各号の一に該当する者は、同年六月三十日までに法務局又は地方法務局の長の選考を受け、調査士となるにふさわしい知識及び技能を有するものとして、れたときは、第三條の規定にかかわらず、調査士となる資格を有する。

一 土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続に関し七年以上の実務の経験を有する者

二 第三條第一号に規定する学校に準ずる学校において測量に関する課目を修め、その学校を卒業し、測量に関し三年以上の実務の経験を有する者

4 前項の選考を受けようとする者は、政令の定めるところにより、選考手数料を納めなければならない。

5 法務局又は地方法務局の長は、

第三項の選考にあつては、建設省地理調査所の長の意見を聞かなければならない。

6 第三項第二号の学校は、法務総裁が文部大臣の意見を聞いてこれを定める。

7 昭和二十五年においては、第五條第一項の規定にかかわらず、土地家屋調査士試験を行わない。

土地家屋調査士試験委員 土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

鉄道公安職員の職務に関する法律
第一条 日本国有鉄道の施設内において公安維持の職務を掌る日本国有鉄道の役員又は職員で、法務総裁と運輸大臣が協議をして定めるところに従い、日本国有鉄道総裁の推せんに基づき運輸大臣が指名した者は、これを鉄道公安職員と称し、日本国有鉄道の列車、停車場その他鉄道施設内における犯罪並びに日本国有鉄道の運輸業務に対する犯罪について捜査することができる。

(捜査の場所的制限)
第二条 前條の捜査は、日本国有鉄道の列車、停車場その他鉄道施設以外の場所においては、行うことができない。

(刑事訴訟法の適用)
第三条 鉄道公安職員の捜査に関しては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する司法警察職員の捜査に関する規定を準用する。但し、現行犯人又は被疑者を逮捕した場合に

8 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項第八号を次のように改める。

八 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
別表中「公証人審査会」の項の次に次の一項を加える。

(所管区域)
第四條 鉄道公安職員は、捜査に関し、その所屬する事務所の所管区域外で職務を行うことはできない。但し、列車警乗その他政令の定めるところにより特別の必要がある場合は、この限りでない。

(協力)
第五條 鉄道公安職員と警察職員とは、その職務に関し、互に協力しなければならない。

(監督)
第六條 鉄道公安職員の捜査に関する職務は、運輸大臣が監督する。

(武器の携帯)
第七條 鉄道公安職員は、その職務を行うため、小型武器を携帯することができる。

(武器の使用)
第八條 鉄道公安職員は、その職務を行うに当り、特に自己又は他人の生命又は身体保護に関し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

衆議院事務局

印刷者 印刷片